

補助事業番号 20-2-020

補助事業名 平成20年度 国際的児童難民家族相談等 補助事業

補助事業者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

様々な事情で実親からの養育が受けられない子どもや、日本に助けを求めてきた難民の救済を図るため、国境を越えて愛の手を差し伸べるために、ソーシャルワークやカウンセリングの技術で生活相談を実施するとともに、社会的援助を与え、もって社会福祉の増進に寄与する。

(2) 実施内容

2か国以上に関わらなければ解決できない人道上の問題や、福祉に関わる問題の解決援助を行うために、大学や大学院で専門の勉強をしたソーシャルワーカーが、電話による相談、説明会の開催、必要書類及び関係する国の養子縁組に関する法律の翻訳、家庭訪問、家庭調書・児童調書の作成、関係する機関-大使館、児童相談所等-との折衝などの業務を行った。期間内に受けた相談回数は9562回（のべ数）、取扱ケース数は1120件（のべ数）であった。依頼機関は児童相談所、家庭裁判所、市町村役場や国内外の大使館、入国管理局などの公的機関が多かった。相談の内容は、子どもの養育に困難を感じる母親へのカウンセリングや、日本で養育里親が見つからない子どもの養親家庭探し、また、養子を受け入れたい養親希望者からの家庭調査の依頼、また日本に入国後生活に困難を感じる難民からの生活支援等に関するものが圧倒的に多かった。

2. 予想される事業実施効果

日本は縦割り行政の傾向が強く、二カ国以上に係る問題を解決する公的機関がない。JKAの補助事業によって、法の狭間に落ちてしまう子どもや難民の人々の救済を救い上げることができる。特に関係する国の法律に則って行わなければならない国際養子縁組の手続きは、適切に行わなければ、養子となる子どもが助けられなくなる。当事業団では、国際養子縁組法、家族法、児童福祉法等各国の法律の研究も行っており、また、実践に関しての勉強会も毎月行っている。研究や実践に基づいた援助方法、資料・情報は家庭裁判所や児童福祉機関に大きく貢献することができると思う。

3. 本事業により作成した印刷物等

なし

4. 事業内容についての問い合わせ先

団体名：社会福祉法人 日本国際社会事業団

住 所：153-0051 東京都目黒区上目黒 3-6-18 西村ビル 601

代 表 者：理事長 岩井 敏（イワイ トシ）

担当部署：事務局（ジムキョク）

担当者名：常務理事 大森 邦子（オオモリ クニコ）

電話番号：03-3760-3471

F A X：03-3760-3474

E-mail：issj@issj.org

U R L：www.issj.org